



同 時 資 料 提 供
防 府 記 者 ク ラ ブ
防 府 市 政 ク ラ ブ

## お知らせ

### 佐波川における『河川協力団体』を募集します ～パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に改正(平成25年7月11日施行)され、この中で河川協力団体制度が創設されました。これを受けて、国が管理する佐波川において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

#### 【概要】

◆山口河川国道事務所が管理する佐波川において、河川協力団体の募集を平成26年1月27日から平成26年2月14日の期間で行います。

◆河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持や河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

◆そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

◆河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

なお、当事務所が期待する活動の内容や対象区間などの条件があるほか、申請書類の作成と提出が必要です。詳細は山口河川国道事務所ホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi>)に掲載する募集要項をご確認下さい。

問い合わせ先

○国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副所長  
(担当) 河川管理課長  
電話番号  
FAX

木 原 均 (内線204)  
阪 木 浩 二 (内線331)  
(0835) 22-1890 (河川管理課直通)  
(0835) 22-6705

# 河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法	第58条の8	（河川協力団体の指定）
	第58条の9	（河川協力団体の業務）
	第58条の10	（監督等）
	第58条の11	（情報の提供等）
	第58条の12	（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

